

## 加古川市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（建築・設備工事）に関するQ&A

### ○ 対象となる工事等について

**Q1 加古川市契約検査課、加古川市上下水道局が発注する建築・設備工事はすべて対象となるのか。**

A1 当面の間、新営工事又は全館無人改修の場合のうち、工事担当課長が指定する工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、入札公告、特記仕様書にその旨を記載します。

**Q2 通期の週休2日工事の対象工事で、週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。**

A2 通期の週休2日工事を達成しなかった場合は、労務費の補正係数を1.00に変更して請負代金額の減額変更を行います。

### ○ 対象期間及び休日について

**Q3 対象期間とは何か。**

A3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日を言い、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

**Q4 工事完成日とは何か。**

A4 工事完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は計画工程表・実施工程表等に計画と実績を明示するものとします。

**Q5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。**

A5 建築・設備工事では、週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

**Q6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。**

A 6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「加古川市週休2日制度実施要領（建築・設備工事）」2（2）の対象期間から除外する期間を決定します。

**Q 7 現場閉所（現場休息）日の確認はどのように行うのか。**

A 7 発注者に提出していただく実施工程表等に記載された現場閉所（現場休息）日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

**Q 8 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。**

A 8 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「加古川市週休2日制度実施要領（建築・設備工事）」2（2）の対象期間に含まないこととしています。

ただし、現場閉所（現場休息）の割合が28.5%以上となるよう、休日を確保してください。

**Q 9 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。**

A 9 対象工事の設定工期は、28.5%以上の休日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者に工期の延長変更を請求することができます。

○ 積算方法について

**Q 10 週休2日工事の積算方法はどのようなものか。**

A 10 通期の4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。

補正方法については、令和6年3月22日付国営積第13号「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」を準用しています。（令和7年4月現在）

※なお、運用については適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照してください。

**Q 11 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。**

A 11 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

○ 設計変更について

**Q12 設計変更とは具体的には何か。**

A12 通期の4週8休を達成することができなかった場合は、補正係数を1.00に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を変更します。

**Q13 週休2日工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。**

A13 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。